

## 公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第3号の規定により下記のとおり随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第2項の規定により公告する。

令和7年4月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

### 1 契約の名称

令和7年度東牟婁総合庁舎清掃業務

### 2 契約の内容

東牟婁総合庁舎内の男女トイレ、多目的トイレ等の清掃業務及び東牟婁総合庁舎廊下、階段、エレベーターホール等の清掃業務、建物外（玄関周りと階段、スロープ、駐車場、駐輪場）の拾い掃き、敷地内の花壇の草引き等

### 3 契約の相手方の名称及び所在地

社会福祉法人和歌山県福祉事業団 理事長 日置 美次  
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2456番地の1

### 4 契約金額

金3,520,000円（消費税及び地方消費税含む。）

### 5 契約年月日

令和7年4月1日

### 6 契約の相手方とした理由

「和歌山県障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する方針」に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う東牟婁振興局管内にある事業所若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者で、当該清掃業務（1年間）の受託を希望する者から見積書を徴したところ、見積書記載金額が予定価格の制限の範囲内であり、県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でなかったため。